

6-2. 圧縮天然ガス・液化天然ガスを燃料とする自動車 (UN-R110 関係)

- 適用範囲

- 圧縮天然ガス (CNG) 及び液化天然ガス (LNG) を燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)

- 改正概要

- 圧縮天然ガス (CNG) を燃料とする自動車

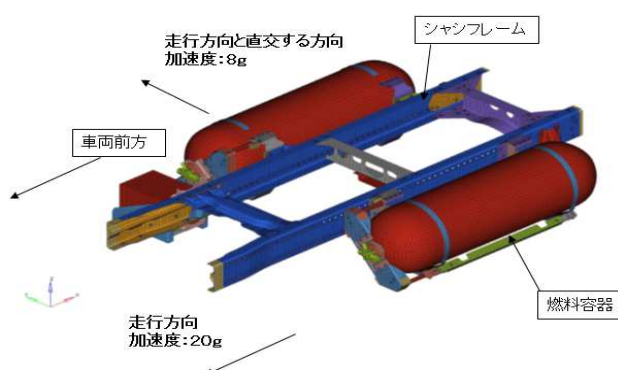
CNG 容器の自動車への取付け強度等に関する要件については、平成 26 年2月より、協定規則第 110 号に規定する要件と整合しているところです。

今般、高圧ガス保安法令が改正され、CNG ガス容器単体の安全基準が協定規則第 110 号の要件と整合することから、これに合わせ、協定規則第 110 号を採用し、同規則に基づく認証の相互承認を可能とします。

- 液化天然ガス (LNG) を燃料とする自動車

LNG 容器の自動車への取付け強度について、協定規則第 110 号の要件を新設することとします。

また、今般、高圧ガス保安法令が改正され、LNG ガス容器単体の安全基準が協定規則第 110 号の要件と整合することから、これに合わせ、協定規則第 110 号を採用し、同規則に基づく認証の相互承認を可能とします。



- 改正時期 (予定)

平成 29 年6月

- 適用時期 (予定)

新型生産車: 平成 32 年3月

継続生産車: 平成 33 年3月